

地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所
令和6事業年度の業務実績に関する評価結果

令和7年8月
大阪府
大阪市

目 次

1	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方	3 ページ
2	大項目評価	
2-1	「試験検査機能の充実」に関する大項目評価	5 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-2	「調査研究機能の充実」に関する大項目評価	7 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-3	「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価	9 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-4	「地方衛生研究所の広域連携 及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価	11 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-5	「業務運営の改善」に関する大項目評価	14 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-6	「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価	16 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
3	全体評価	18 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方

1 趣旨

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- （1）評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の試験検査、調査研究力等の向上に資することとする。
- （2）大阪府、大阪市の地域保健対策及び公衆衛生の向上を技術的側面から支援する「地方衛生研究所」としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- （3）府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取り組み状況等を分かりやすく示すこととする。
- （4）評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- （1）評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく小項目、大項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく大項目で行う。
- （2）「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- （3）「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- （4）なお、「項目別評価」、「全体評価」ともに、研究内容の評価に関しては法人の評価方法に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、（1）法人による自己評価、（2）知事による小項目評価、（3）知事による大項目評価の手順で行う。

（1）法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成30年4月1日施行）に定める事項を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している
（客観的に高く評価された成果があった場合）
 - Ⅳ…年度計画を上回って実施している
 - Ⅲ…年度計画を順調に実施している
 - Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない
 - Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組みや遅れている取組みの理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び府市研究所の統合・法人化後の取組み等を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

事業年度評価			中期目標期間（見込）評価
S	特筆すべき進捗状況	知事が特に認める場合	特筆すべき達成状況
A	計画どおり	すべての項目がⅢ～Ⅴの場合	目標どおり達成
B	おおむね計画どおり	計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組み状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合	おおむね目標どおり達成
C	計画を十分に実施できていない	計画の未達成項目があり、法人の取組み状況が不十分である場合	目標を十分には達成できていない
D	重大な改善事項あり	計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等	法人の組織、業務等に見直しが必要

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、統合・法人化を契機とした改革の取組み（法人運営における自律性・機動性の発揮等）を積極的に評価することとする。

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、知事に提出する。
【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、大阪市長（以下「市長」という。）と協議の上、評価（案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、市長と協議の上、評価を決定する。【9月】

2 大項目評価

2-1 「試験検査機能の充実」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2 項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(1) 感染症に関する 法令に基づく試験検査 など	—	★	—	—	—
(2) 信頼性確保・保 証業務の実施	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(1) 感染症に関する法令に基づく試験検査など【Ⅳ】

- ・例年より増加している劇症型溶血性レンサ球菌感染症の起因菌株についての調査結果を公表し、医療関係者の感染予防対策に寄与した。
- ・昨年に引き続き急増した麻しん疑い症例について検査を実施し、検査結果を概ね当日以内に関係行政機関に提供することで、感染拡大防止に寄与した。
- ・2025 年日本国際博覧会に向けた対策として、大阪市と協議し、万博における食品衛生検査の検査項目を決定して、万博の安全な開催に向けた対策に取り組んだ。
- ・突発的な紅麹配合食品による健康被害に対応した。高性能質量分析機器を活用しているなど、大安研の検査体制が評価され、国立医薬品食品衛生研究所との連携した調査が実現し、最終製品ロットの検査や旧製造工場の拭き取り調査、共培養試験の実施により原因究明に取り組んだ。

(2) 信頼性確保・保証業務の実施【Ⅲ】

- 信頼性確保に向けて内部精度管理(感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験などの分野で定期的に陽性・陰性コントロール試料を用いて正確性及び再現性を確認)を実施するとともに、外部精度管理調査への参加、外部研修への職員派遣等の人材強化に取り組んだ。
- ニュースレターを発行し、信頼性保証業務に関する情報の共有化や知識向上を図った。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 突発的な紅麹配合食品による健康被害発生時には、高性能質量分析機器などを有する大安研の検査体制を活用し、国立医薬品食品衛生研究所と連携して、検査を実施して原因究明に取り組んだことを評価する。引き続き、試験検査機能の充実に取り組まれない。
- 2025 年大阪・関西万博に向けた対策として、食品衛生検査項目の決定に寄与した。引き続き、大阪・関西万博における公衆衛生対策の推進に取り組むとともに、万博後も万博を契機に培った知見を活かして、公衆衛生対策に取り組まれない。
- 内部監査の実施や外部精度管理調査への参加を始めとして、引き続き、信頼性確保・保証を図られたい。

2-2 「調査研究機能の充実」に関する大項目評価

〔1〕評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

＜小項目評価の集計結果＞

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
（3）調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価	—	—	★	—	—
（4）共同研究の推進と調査研究資金の確保	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。（ ）は小項目評価の番号

（3）調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価【Ⅲ】

- ・ 行政のニーズに合わせて、水環境に関する衛生学的研究や性感染症 HTLV-1 に関する研究等を行い成果を還元するとともに、「自閉スペクトラム症における心臓血管病リスクと環境要因との関連性の解明」等の重点研究課題についても確実に推進した。
- ・ 研究の論文発表・著書等による成果発表数は 85 件であり、数値目標の【76 件】を上回った。
- ・ 外部有識者による調査研究評価において、対象課題の総合評価は平均 3.85（5 段階評価）であった。

（4）共同研究の推進と調査研究資金の確保【Ⅲ】

- ・ 研究環境支援を目的とした科学研究費申請促進事業を実施し、支援対象研究課題 6 件のうち 3 件が令和 7 年度文科科学研究費に採択されるなど外部資金獲得に向けて積極的な取組みを行った。令和 6 年度の科研費においては、全国の地衛研で最も多い 30 件（新規 19 件、継続 11 件）の採択を受けた。（出典：独立行政法人日本学術振興会

「研究者が所属する研究機関別採択件数配分一覧」（令和6年度）

- 新たに若手研究員スタートアップ支援事業を開始し、競争的外部資金の獲得に向けた支援を実施した。
- 外部資金への応募は57件であり、数値目標の【40件】を上回った。
- 学術分野や産業界等との受託研究を10件、共同研究を28件実施した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 研究成果発表、論文発表は数値目標を上回り、外部有識者からの研究課題の評価も標準を上回る評価を得ており、調査研究機能の充実にに向けた取組みを着実に進行している点を評価する。
- 研究環境支援を目的とした科学研究費申請促進事業を実施し、支援対象研究課題6件のうち3件が令和7年度文科科学研究費に採択されるなど外部資金獲得に向けて積極的な取組みを行った。令和6年度の科研費においては、全国の地衛研で最も多くの件数の採択を受けた。
- 競争的外部研究資金への応募件数は57件で数値目標（40件）を上回り、取組みの成果が表れている。また、新たに若手研究員スタートアップ支援事業も開始しており、引き続き十分な研究資金確保に向け、外部資金獲得の取組みを推進されたい。
- 学術分野や産業界と連携した受託研究、共同研究のさらなる拡充に努められたい。

2-3 「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価

〔1〕評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

＜小項目評価の集計結果＞

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
（５）感染症情報の収 集・解析・提供業務の充 実	—	—	★	—	—
（６）研修指導体制の強 化	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 （ ）は小項目評価の番号

（５）感染症情報の収集・解析・提供業務の充実【Ⅲ】

- ・ 感染症情報センターにおいて関係機関と連携し、大阪府内外の感染症情報を共有し、週報に併せて、府内感染症の流行状況を反映したトピックスを発信した。
- ・ 大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用を開始し、感染拡大や重症例発生等のリスク評価結果を関係機関（万博協会や保健所等）に提供した。
- ・ 感染症情報の住民発信については、ホームページにおけるトピックスの発信に加えて、今年度より新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。

（６）研修指導体制の強化【Ⅲ】

- ・ 府内関係職員に対する技術研修は 35 回実施し、数値目標の【12 回】を上回った。
- ・ 実習室を活用した技術研修を行うなど、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 感染症情報センターでは、関係機関と連携して府内外の感染症情報を共有し、府内の流行状況を発信した。
- 大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用を開始し、感染拡大や重症例発生等のリスク評価結果を関係機関に提供した。令和7年度は、引き続き大阪・関西万博の開催に合わせてリスク評価をはじめとした適切な情報提供に努められたい。
- 感染症情報の住民発信については、ホームページにおけるトピックスの発信に加えて、今年度から新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症などの身近なテーマで講演などに取り組んだ。
- 公衆衛生に係る重要な情報を行政機関や府民を含む幅広い対象に対して、より広く適時・適切に届くよう、ホームページをはじめ様々な媒体を活用したさらなる情報発信に努められたい。また、報道機関に対しても積極的な情報発信に努められたい。

2-4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
- 計画を十分に実施できていない項目があるものの、法人の達成に向けた取組み状況は評価できることから、大項目評価としては、B 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき進捗状況	計画どおり	おおむね計画どおり	計画を十分に実施できていない	重大な改善事項あり

<小項目評価の集計結果>

計画を十分に実施できていない項目があるものの、法人の達成に向けた取組み状況は評価できることから、B 評価が妥当であると判断する。

分野	V	IV	III	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(7) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など	—	—	★	—	—
(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など	—	★	—	—	—
(9) 疫学解析研究への取組み	—	—	—	★	—
(10) 学術分野及び産業界との連携	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、(9) の法人の小項目評価について、年度計画を十分に実施できていないことから、II が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。
() は小項目評価の番号

(7) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など【III】

- ・ 国立感染症研究所（F E T P 大阪拠点を含む）と連携し、O—F E I T が府内保健所の疫学調査等を支援した。
- ・ 近畿支部疫学情報部会において健康危機事象の模擬訓練を主催し、結果を近畿ブロックの地衛研と共有した。
- ・ 府内保健所等（中核市）からの依頼に基づき、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について 2,373 件の検査に対応した。

(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など【Ⅳ】

- ・「紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」に参画し、本部員として検査等の説明・報告を行うとともに、大阪市や報道機関等との連絡等を行った。法人のスケールメリットを最大限に活用し、検査体制を速やかに整備するとともに、科学的知見をふまえ、原因究明に向けた技術的助言を行政に行った。
- ・昨年に引き続き麻しん症例について、疫学情報を府内関係各所と共有する横断的情報共有体制を活用し、当該情報を収集・整理して感染拡大防止に努めた。
- ・派遣要請に基づきO－F EITによる疫学調査支援（紅麹配合食品に係る健康被害、薬剤耐性菌症）及び相談対応（薬剤耐性菌症等）を保健所に対して実施した。
- ・大阪・関西万博に向け、府内保健所職員を対象としたケーススタディー形式の疫学研修会や大阪府警の検査機器の検証実験等に協力し、日本国際博覧会の安全な開催に向けた準備に寄与した。
- ・大阪・関西万博に向け下水サーベイランスの有用性を実証する準備として、検査法ならびに実施体制を構築した。

(9) 疫学解析研究への取組み【Ⅱ】

- ・循環器疾患予防対策事業における大阪府内の健診・保健指導・医療レセプト等のデータ分析を行ったが、業務の大幅な遅延及びこれまでの研究結果の自治体等へのフィードバックが不十分であることから、改善が必要である。
- ・八尾市との協定に基づき、生活習慣病に関する共同研究事業を行い、循環器疾患のリスクに関する研究として、フィールド研究を併せて実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症やRSウイルス感染症等の感染症に関する疫学解析研究を推進した。

(10) 学術分野及び産業界との連携【Ⅲ】

- ・大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との連携大学院を継続して開設し、医学系研究科の大学院生の受け入れなど、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。
- ・医薬品承認審査や試験法の設定に関する行政や産業界等からの相談等に対応した。
- ・2025年大阪・関西万博会場衛生協議会に参加し、万博会場内の衛生管理全般に関する会場衛生基本計画作成に中心となって協力した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- ・紅麹配合食品による健康被害が発生した際、多様な専門性を持つ人材や幅広い分析機器を最大限に活用して、検査等の迅速な対応や科学的知見を基に行政への技術的助言を行ったことを評価する。今後、発生が想定される新興感染症などの健康危機事象に対して科学的かつ技術的知見に基づいた行政への助言に努められたい。

- 昨年に引き続き麻しん症例について、疫学情報を府内関係各所と共有する横断的情報共有体制を活用し、当該情報を収集・整理して感染拡大防止に努めた。
- 大阪・関西万博に向け、府内保健所職員対象とした疫学研修会や大阪府警の検査機器の検証実験等への協力を行った。引き続き、大阪・関西万博の安全な開催に向け、寄与されたい。
- 令和5年度に開始した循環器疾患予防分野においては、データ分析について、業務の大幅な遅延及びこれまでの研究結果の自治体等へのフィードバックが不十分なことから、今後は、データ分析において、効果的な市町村支援につながるよう、質の向上を図るとともに、業務に応じた体制を整え、改善に努められたい。

2-5 「業務運営の改善」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(11) 業務運営の改善	—	—	★	—	—
(12) 職員の能力向上 に向けた取り組み	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(11) 業務運営の改善【Ⅲ】

- ・ 理事長のリーダーシップの下、理事会等で議論を行い、透明性の高い業務運営を図った。
- ・ グループウェアの活用やテレワーク環境の整備に加え、検査室情報管理システム（LIMS）の本格運用を開始し、検査成績証明書の発行や試薬管理等を行った。
- ・ 下水サーベイランスの検査法や実施体制を構築し、大阪大学微生物病研究所（阪大微研）、大阪国際感染症研究センター（OIRCID）等の関係機関と進捗状況等を共有した。
- ・ 開かれた研究所を目指し、小学生向けのイベント「夏休み科学体験」に加え、新たに「大安研公開講座」を開催して感染症についての講演を行い、研究所の認知度の向上に取り組んだ。

(12) 職員の能力向上に向けた取り組み【Ⅲ】

- ・ 職階別研修として、管理職研修と新規採用職員研修を大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所と合同で実施した。併せて、今後所内での横断的な協力体制の構築に取り組まれない。
- ・ 人事評価制度を適切かつ円滑に運用するため、説明会及び研修を実施した。
- ・ 職員表彰等規程に基づき、優秀職員等の表彰を実施した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- ・ グループウェアの活用やテレワーク環境の整備に加え、令和6年度より検査室情報管理システムの導入を行うなど、働き方改革や業務の効率化に資するIT化の推進を図るとともに、職員の人材の確保や育成にも取り組んだ。
- ・ また、下水サーベイランスの検査法や実施体制を構築して阪大微研、OIRCID等の関係機関と進捗状況等を共有し、連携を行った。
- ・ 今後も、業務の効率化や職員の能力及び勤務意欲につながる取組みに努められたい。

2-6 「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

3項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(13) 財務内容の改善 に関する目標を達成す るためとるべき措置	—	—	★	—	—
(14) 安全衛生管理対 策など	—	—	★	—	—
(15) 施設及び設備機 器の活用及び整備	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(13) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置【Ⅲ】

- ・健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した一般競争入札（34 件）を実施した。
- ・全職員を対象に、経営指標を用いた財務分析についての会計研修を実施した。

(14) 安全衛生管理対策など【Ⅲ】

- ・安全衛生委員会により各種活動を行うとともに、産業医による健康相談や研修を実施し、快適な職場環境の形成を図った。また、コンプライアンスや研究活動における不正防止について研修を実施した。
- ・新規採用者研修の一環として、コンプライアンス研修を実施した。
- ・環境への負荷低減を図るため、法人環境方針に基づき各種数値目標を設定し、概ね達成した。

(15) 施設及び設備機器の活用及び整備【Ⅲ】

- ・ 機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図った。
- ・ 大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類を有効に活用した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

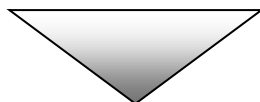
- ・ 効率的な予算執行に努めるとともに、健全な財務運営のため会計研修を実施し、職員の意識向上を図った。また、コンプライアンスや研究活動における不正防止について研修を実施した。
- ・ 引き続き、健全な財務運営に取り組むとともに、リスクマネジメントを徹底し、職員が健康的に働き、検査研究機関として健全な組織運営がなされる環境整備を進められたい。

3 全体評価

[1] 評価結果と判断理由

- 令和6事業年度の業務実績に関する評価については、5ページから 17 ページに示すように、「試験検査機能の充実」、「調査研究機能の充実」、「研修及び感染症情報の収集等」、「業務運営の改善」「財務その他業務運営に関する重要事項」の5項目については、A評価（計画どおり）進捗している）が妥当、「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」については、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。
- 以上の大項目評価等の結果を踏まえ、令和6事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」とした。

試験検査機能の充実 (5 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
調査研究機能の充実 (7 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
研修及び感染症情報の 収集等 (9 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
地方衛生研究所の広域 連携及び特に拡充すべ き機能 (11 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
業務運営の改善 (14 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
財務その他業務運営に 関する重要事項 (16 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり



<全体評価の評価結果>

「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」

[2] 評価にあたっての意見、指摘等

令和 6 年度は、紅麹配合食品による突発的な健康被害発生時において、大阪健康安全基盤研究所の検査体制が評価された結果、国立医薬品食品衛生研究所と連携した調査を実現して原因究明に取り組んだ。また、2025 年大阪・関西万博における食品衛生検査について、大阪市と協議し、検査項目を決定するなど、地方衛生研究所の使命を着実に果たしている。

引き続き 2025 年大阪・関西万博における食品衛生監視に取り組まれるとともに、感染症対策も強化する必要がある。今後、発生が想定される新興・再興感染症など新たな健康危機事象に備え、感染症サーベイランスの強化をさらに推進していくことが重要である。

また、こうした取組みを進めるにあたり、行政や国立感染症研究所、大学・研究機関等との連携のもと、感染症及び病原体等の調査、リスク評価、研究、試験検査並びに情報の収集、分析及び公表を行うほか、最新の科学的知見を活かして試験検査や健康危機事象発生時の現場対応能力向上への協力・指導を行うなど、さらなる行政への助言・支援などの機能が望まれる。

こうした取組みにおいては、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画等の行政計画や各種根拠法令等に基づき、大阪府、大阪市を始めとした関係機関とも密に連携し進める必要がある。

さらには、行政はもとより府民等に対してより広く、適時・適切な情報発信に努め、技術的かつ専門的な機関としての役割を果たすとともに、西日本の中核となる地方衛生研究所を目指していただきたい。